

平成24年度

定期監査結果報告書

ひたちなか市監査委員

ひ 監 発 第 3 号  
平成 25 年 4 月 18 日

ひたちなか市長                   本間 源基 殿

ひたちなか市議会議長       安 雄三 殿

各行政委員会の長                               殿

ひたちなか市監査委員 山田 篤

ひたちなか市監査委員 清水 立雄

平成 24 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 24 年度の定期監査を執行したので、その結果報告書を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

## 1. 監査の期間

前期 平成24年11月13日から平成24年12月 3日まで

後期 平成25年 2月 6日から平成25年 2月20日まで

## 2. 監査を執行した監査委員

山田 篤

清水 立雄

## 3. 監査の対象

市長事務部局，水道事業所，議会事務局，教育委員会事務局，農業委員会事務局，監査委員事務局を対象とした。

	監査日	監 査 対 象 課
前 期	11月 13日(火)	秘書課，広報広聴課，企画調整課，情報政策課， 総務部総務課
	14日(水)	健康推進課，人事課，市民税課，資産税課
	16日(金)	廃棄物対策課，市民活動課，女性生活課，市民課
	19日(月)	管財課，生活安全課，環境保全課
	22日(木)	中央図書館，介護保険課，高齢福祉課
	26日(月)	児童福祉課，社会福祉課，農業委員会事務局，観光振興課
	27日(火)	中央公民館，農政課，商工振興課，国保年金課， 障害福祉課
	28日(水)	那珂湊支所，教育委員会総務課，学務課，生涯学習課
	12月 3日(月)	施設現地訪問（堀口小学校，資源リサイクルセンター）
後 期	2月 6日(水)	道路建設課，道路管理課，河川課，住宅課
	8日(金)	下水道課，用地課，都市計画課，公園緑地課，建築指導課
	12日(火)	区画整理一課，区画整理二課，区画整理事業課，指導室， 収税課
	14日(木)	財政課，議会事務局，監査委員事務局，出納課
	15日(金)	施設整備課，水産課，水道事業所， 那珂湊地区土地区画整理事務所
20日(水)	施設現地訪問（勝田駅西口広場，地域子育て支援センター， 津田第4公園）	

## 4. 監査の項目

平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、次の項目について適正かつ合理的・効率的に行われているかについて監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況
- (2) 事務事業の執行状況
- (3) 事務の処理状況

## 5. 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、財務に関する事務が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務事業等が効率的かつ効果的に執行されているか等の審査を行い、内容聴取については、各所属長から監査時点(前期は9月末日・後期は12月末日現在)までの所管事務事業等の説明を受け質疑応答の方法で行った。

## 6. 提出書類

定期監査実施に伴う関係諸帳簿類等については、提出期限の前月末までを監査対象とした。

### ◎資料

- (1) 主要事務事業の概要と成果・懸案事項
- (2) 予算執行状況調書
- (3) 委託契約状況
- (4) 賃借契約状況
- (5) 工事進捗状況
- (6) 公有財産取得(処分)等の状況
- (7) 車両等に関する調
- (8) 補助金・助成金・奨励費調
- (9) 繰越事業(該当課)
- (10) その他提出を求めた資料(該当課)

### ◎諸帳簿

- (1) 年次休暇届(嘱託、臨時職員を含む)
- (2) 療養・特別休暇願(嘱託、臨時職員を含む)
- (3) 週休日の振替(半日勤務時間の割振り変更)簿、代休指定簿、時間外勤務代休時間指定簿
- (4) 旅行命令票(嘱託、臨時職員を含む)
- (5) 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿
- (6) 時間外計算書
- (7) 予算収入伝票
- (8) 物品購入(修繕)票

- (9) 異動票
- (10) 前渡資金整理簿
- (11) 概算払整理簿
- (12) 担当課契約に係る書類
- (13) 市補助金の交付に係る書類
- (14) 検査調書（写）
- (15) 備品台帳等
- (16) 車両運行日誌，車両運行記録集計票
- (17) 自家用車使用願〔報告書〕及び自家用車使用登録許可書
- (18) 前渡資金通帳
- (19) 公有財産の取得，処分等に係る書類
- (20) 職員貸与品貸与簿
- (21) はがき，切手，収入印紙，図書カード及び購入受払い簿

## 7. 監査の結果

### (1) 予算の執行状況

予算の執行状況は，おおむね適正であると認められた。

歳入においては，景気の動向に明るい兆しが見られるものの先行きはまだ不透明であり，また，東日本大震災の影響などが依然として残っていることもあって市税収入の大きな伸びが期待できない中，財源確保と公正公平な市民負担の観点から，今後も引き続き納税者の実態を十分把握しながら滞納整理を実施し，収納率の向上に努められたい。

歳出においては，震災復旧関連業務の増加による影響を受けて，工事費等の執行に一部遅れが出ているものが見受けられるが，今後も細心の安全対策と品質管理を図りながら目的や優先度を精査し，適正な予算執行に努められたい。

なお，平成24年度より予算執行計画の変更については，財政課の方針により補正予算によるものを除き，全て年度途中での変更は行わないこととしたため，予算執行状況調書において，計画額を上回る支出負担行為が数多く見受けられることとなった。この方針については，実務上問題ないと判断したものと推察するが，市財務規則第16条及び第59条の規定にそぐわない面が見受けられるので，今後，予算の計画的かつ効率的な執行を図るために必要な執行計画のあり方及び市財務規則の見直し等について

検討願いたい。

## (2) 事務事業の執行状況

事務事業の執行と経営に係る事業の管理は、おおむね適正であると認められた。

平成24年度も通常業務とともに震災からの復旧・復興事業が順調に進められているところであるが、繰越事業の一部に執行が遅れているものが見受けられたので、事業の早期執行，完了に向けた取り組みに鋭意努力されたい。

なお，震災復旧事業をはじめ各工事等の検査・確認業務については，遺漏のないよう十分注意を払われ，適正な事業の執行に努められたい。

また，今後の事務事業の執行にあたっては，厳しい財政状況が続くと予想される中で，引き続き徹底した行財政改革を推進し，財政の健全化と効率的かつ効果的な事業の執行に努められたい。

補助金の交付については，社会情勢や市民ニーズの変化に応じた事業の公益性や実施効果等について引き続き検証し，その必要性により事業の重点化や縮小なども考慮し，公正かつ効率的な執行に努められたい。

なお，廃棄物処理施設（資源リサイクルセンター），地域子育て支援センター（つだ保育所内）の現地監査を行い，管理運営状況を確認した。また，災害対策用井戸整備事業及び学校施設除染事業（堀口小），勝田駅西口広場整備事業，津田第4公園整備事業の現地監査を行い，安全管理及び事業の進捗状況を確認した。

## (3) 事務の処理状況

事務の処理状況は，おおむね適正であると認められた。

平成24年度は財務事務処理の適正な執行を図るための研修会が開催されており，今後も引き続き職員の財務事務処理能力の向上や情報の共有化に取り組むなど，内部統制の強化に努められたい。

なお，次のような全庁的に検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので，留意願いたい。

ア 諸帳簿の記載不備等について

時間外勤務命令・計算書，旅行命令票，年次休暇届，週休日の振替簿等について，一部記載誤りや不適切な事務処理が見受けられたので，基本的事項の周知徹底と再発防止に向けた審査・チェック体制の確立に努められたい。

イ 収入事務について

調定は，歳入を徴収する場合に，その内容を調査して収入すべき金額を内部的に決定する行為であり，調定後に収入を受け入れることが原則であるが，調定票より先に収入票が起票されているなど一部調定の時期が遅れているものが見受けられたので，市財務規則に則り適正な事務処理に努められたい。